|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 平成　29年　　月　　日　　時　　分　受理 | | 受付順位 |
|  | |  |
| 提出者に対する質疑通告書  　藤枝市議会議長　　西原　明美　様  藤枝市議会議員　11番　石　井　通　春　㊞ | | |
| 議案番号 | 質　　　　疑　　　　事　　　　項 | |
| 第23号議案  藤枝市職員の退職手当  に関する一部を改正する条例 | 1. 職員退職金がいくら減額となるか（詳細でなく、例えば、部長級で退職した場合いくら減額になるかなど） 2. 厳しい再就職規制、退職後も課せられる守秘義務、雇用保険の適用外といった公務の特殊性がある公務員と民間とを比較して退職手当の基準とする事への市の認識はどうか。 3. 退職金は後払いの賃金であるという認識はどうか。 | |